

第4章 計画の基本的な考え方

4-1. 基本方針

本計画では、基本方針として「発生抑制」、「流通及び利活用の促進」、「所有者等への支援の継続」、「管理が行き届いていない空き家等への対応」の4つを掲げます。

まず、空き家の発生抑制のために空き家所有者や高齢者等に対し、情報提供や意識啓発を行います。

また、行政プラットフォームや空き家バンクの運用及び情報発信により、空き家に関する課題の解決、流通や利活用を促進することで、空き家をまちづくりの資源と捉え、住宅の循環を促し、魅力あるまちづくりを進めていきます。

なお、所有者等はそれぞれ課題を抱えており、その課題を解決するため、行政プラットフォーム等による支援を継続するとともに、空き家対策を円滑かつ効率的に推進するため、既存の補助制度の活用に加え、新たな支援制度の創設を検討します。

そして、特措法及び条例に基づき、空き家所有者へ適切な管理を促すことで生活環境の保全を図り、市民の安全・安心を確保し、多くの人に住みたい・住みつづけたいと思われるまちを目指していきます。



図 4-1_基本方針のイメージ

4-2. 施策の実施時期

住宅の状態は、建築からの時間の経過に加え、所有者の暮らしの変化に応じて変わっていきます。新築から空き家になるまでの流れに合わせた施策及び空き家になってからの施策を推進していきます。

住宅の状態や所有者の暮らしの変化の一例を以下のとおり示します。

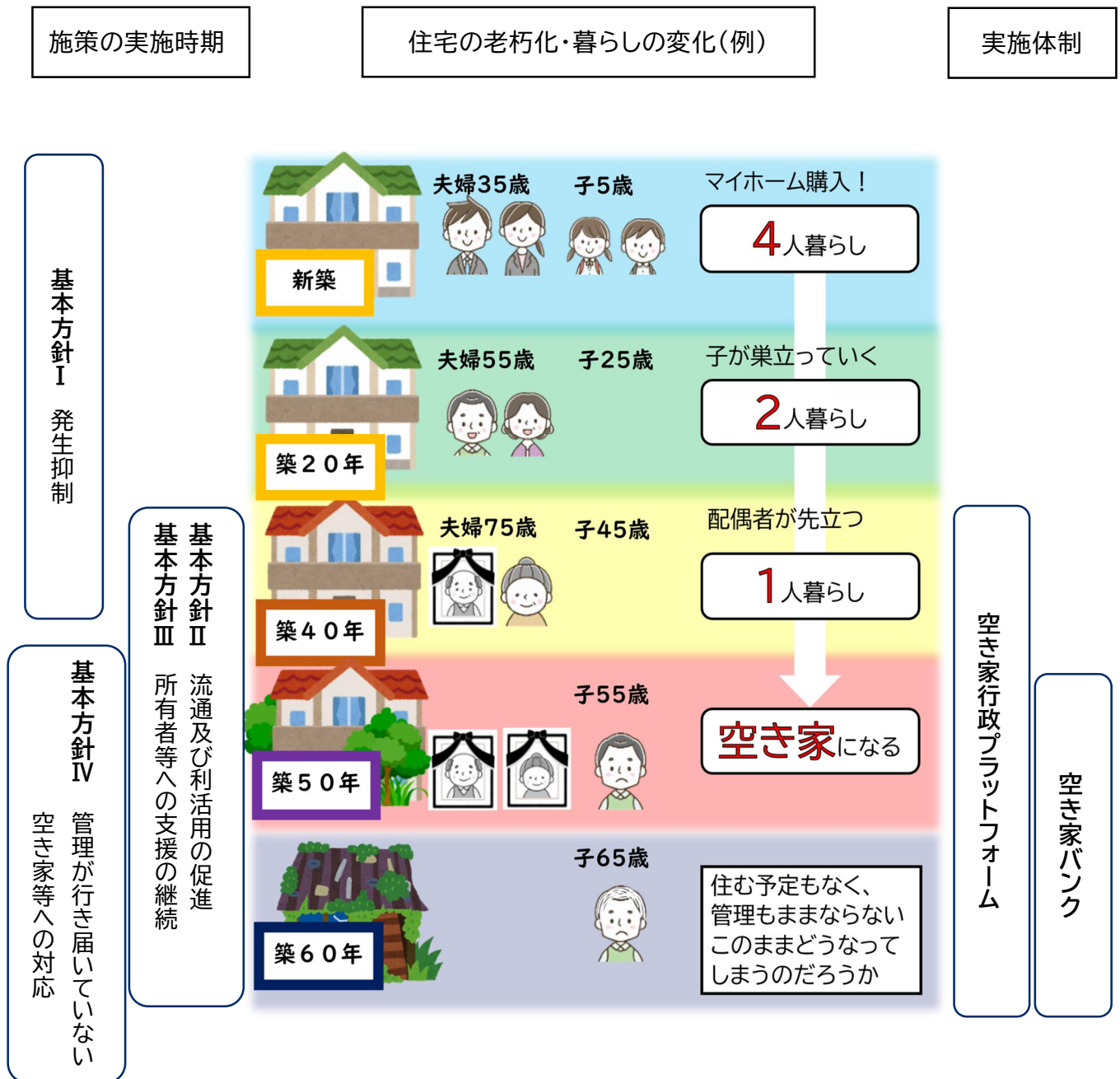


図 4-2 施策の実施時期イメージ